

(第 6 次茨城県廃棄物処理計画)

食品ロス削減推進計画に関する事項 (素案)

茨城県県民生活環境部資源循環推進課

（はじめに）

都道府県食品ロス削減推進計画については、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元（2019）年法律第19号）第12条第1項及び第2項により、計画の策定が努力義務とされるとともに、都道府県廃棄物処理計画と調和を図るよう定められています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2（2020）年3月31日閣議決定）では、都道府県廃棄物処理計画に食品ロス削減対策を位置づけることが示唆されています。

第6次茨城県廃棄物処理計画では、廃棄物の減量化を促進する観点から、県が取り組むべき食品ロス削減対策を網羅的に定めました。

このため、本計画に定めた食品ロス削減に関する事項について、本県の食品ロス削減推進計画に読み替え、食品ロス削減対策を廃棄物対策及び関連施策と一体的に推進します。

目 次

1 食品ロスの現状と課題	・ ・ ・ P. 1
（１）全国の食品ロスの状況	
（２）茨城県の食品ロスの状況	
（３）食品ロス削減に向けた課題	
2 食品ロスの削減目標	・ ・ ・ P. 8
3 施策展開	・ ・ ・ P. 9
（１）教育及び学習の振興、普及啓発等	
（２）情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進	
（３）未利用食品等を提供するための活動促進	
（４）市町村の取組促進	
4 計画の推進	・ ・ ・ P. 12
（１）各主体に求められる役割と行動	
（２）推進体制	
（３）計画の進行管理	

1 食品ロスの現状と課題

(1) 全国の食品ロスの状況

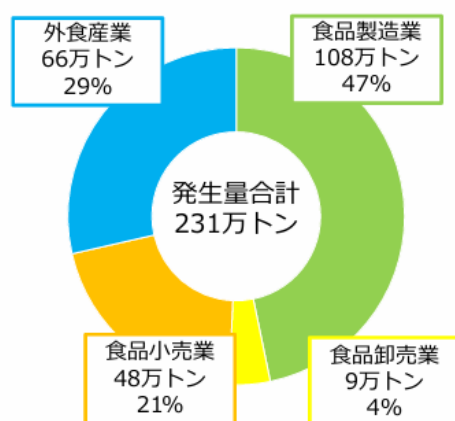
食品ロスの発生量は、全国で 464 万トン（令和 5（2023）年度推計）と推計され、国民 1 人当たり 1 日約 102 グラム、年間約 37 キログラム発生しています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量（令和 5（2023）年）の年間約 370 万トンの約 1.3 倍になります。

発生量の内訳は、家庭系食品ロスが 233 万トン、事業系食品ロスが 231 万トンと推計されています。

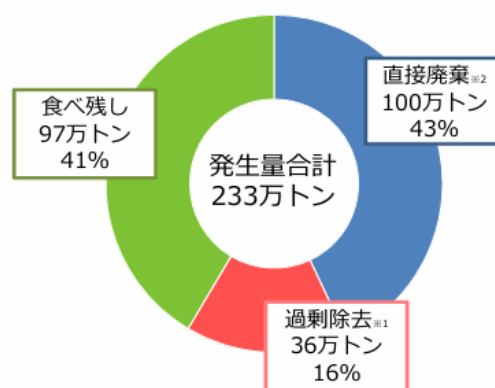
事業系食品ロスの主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。

また、家庭系食品ロスの内訳は、「直接廃棄（未開封の食品、未加工の食材等）」、「過剰除去（過剰に除去された可食部分）」、「食べ残し（開封済の食品、加工済の食材等）」となっています。

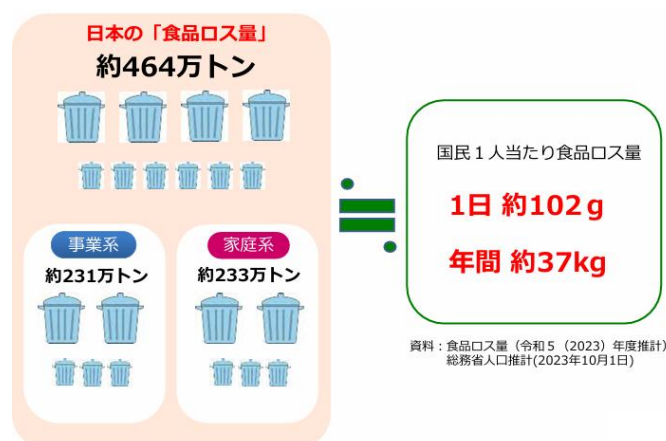
事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



家庭系食品ロスの内訳



[資料]「我が国の食品ロスの発生量の推計値（令和 5 年度）」（環境省）



[資料]「日本の食品ロスの状況（令和 5 年度推計値）」（農林水産省）

(2) 茨城県の商品ロスの状況

① 家庭系食品ロス

ア 発生量

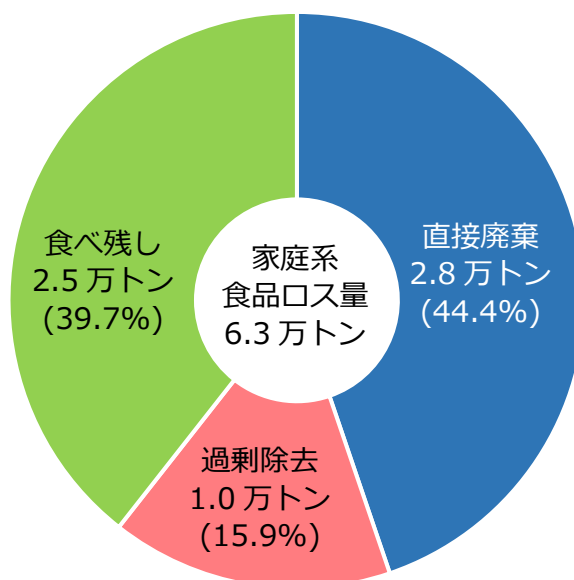
環境省の推計方法に準じて、家庭系食品ロスの発生量を推計した結果、令和5（2023）年度における家庭から排出される食品ロス量は6.3万トンとなりました。

食品ロスの内訳は、未開封の食品などの直接廃棄が2.8万トン（44.4%）、過剰除去が1.0万トン（15.9%）、食べ残しが2.5万トン（39.7%）となりました。

茨城県における家庭系食品ロス量等（令和5（2023）年度推計）

（万トン）

		茨城県	全国
食品ロス量		6.3	233
	直接廃棄	2.8	100
	過剰除去	1.0	36
	食べ残し	2.5	97

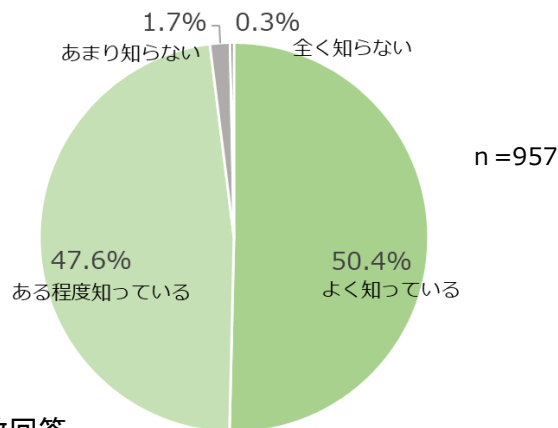


イ 県民意識

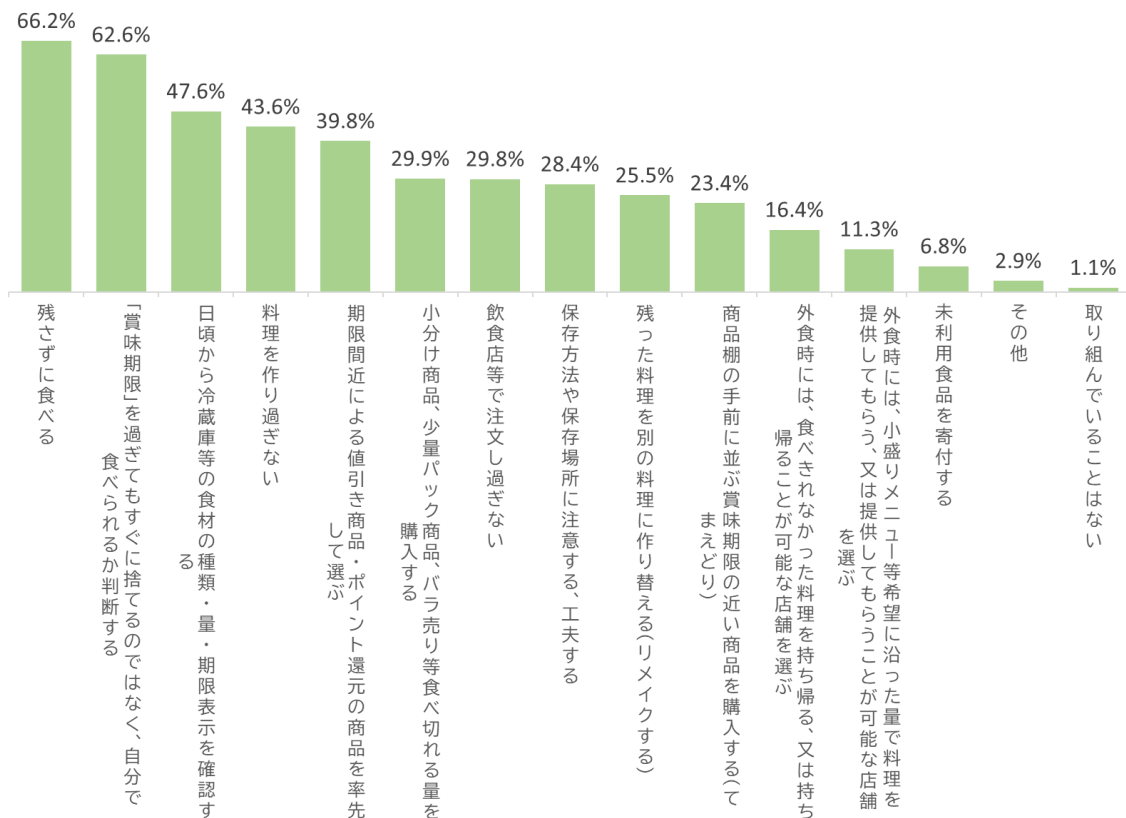
本県が令和6（2024）年度に実施した県民アンケート調査の結果では、食品ロスについての認知度（「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合）は98.0%であり、県民の98.9%が食品ロスを減らすための何らかの取組を行っているという回答がありました。

これらの結果から、食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる県民の割合を集計したところ96.4%となり、全国の74.9%（令和6（2024）年度消費者庁調査）と比べ高い傾向となりました。

■ 食品ロス問題の認知度（n=957）



■ 実施している取組（n=957） ※複数回答



〔資料〕令和6年度 いばらきネットモニターアンケート「家庭の食品ロスに関するアンケート」（茨城県）

② 事業系食品ロス

ア 発生量

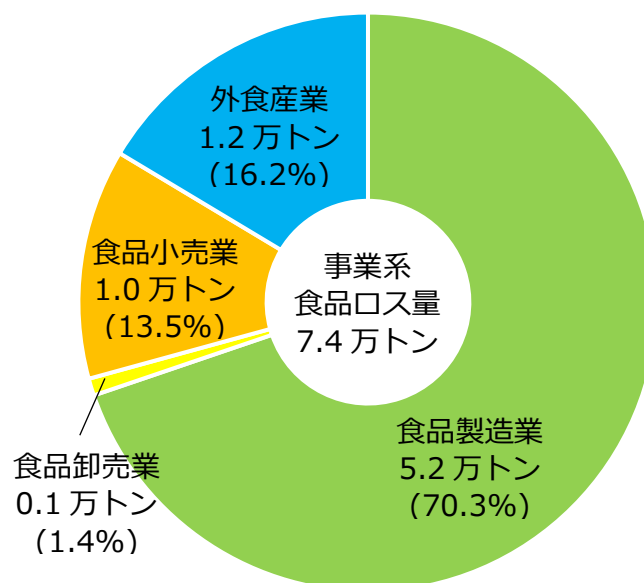
国が公表する「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく食品廃棄物等発生量や食品ロス割合の調査結果などを基に、県内の事業系食品ロスの発生量を推計した結果、令和５（２０２３）年度に事業者から排出された食品ロス量は７.４万トンとなりました。

業種別の内訳は、食品製造業が５.２万トン（７０.３％）、食品卸売業が０.１万トン（１.４％）、食品小売業が１.０万トン（１３.５％）、外食産業が１.２万トン（１６.２％）となりました。

茨城県における事業系食品ロス量等（令和５（２０２３）年度推計）

（万トン）

	茨城県	全国
食品ロス量	7.4	231
食品製造業	5.2	108
食品卸売業	0.1	9
食品小売業	1.0	48
外食産業	1.2	66



※ 内訳の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数（食品ロス量）と内訳の合計値は必ずしも一致しません。また構成比率は、表章単位の数値から算出しています。

イ 発生要因

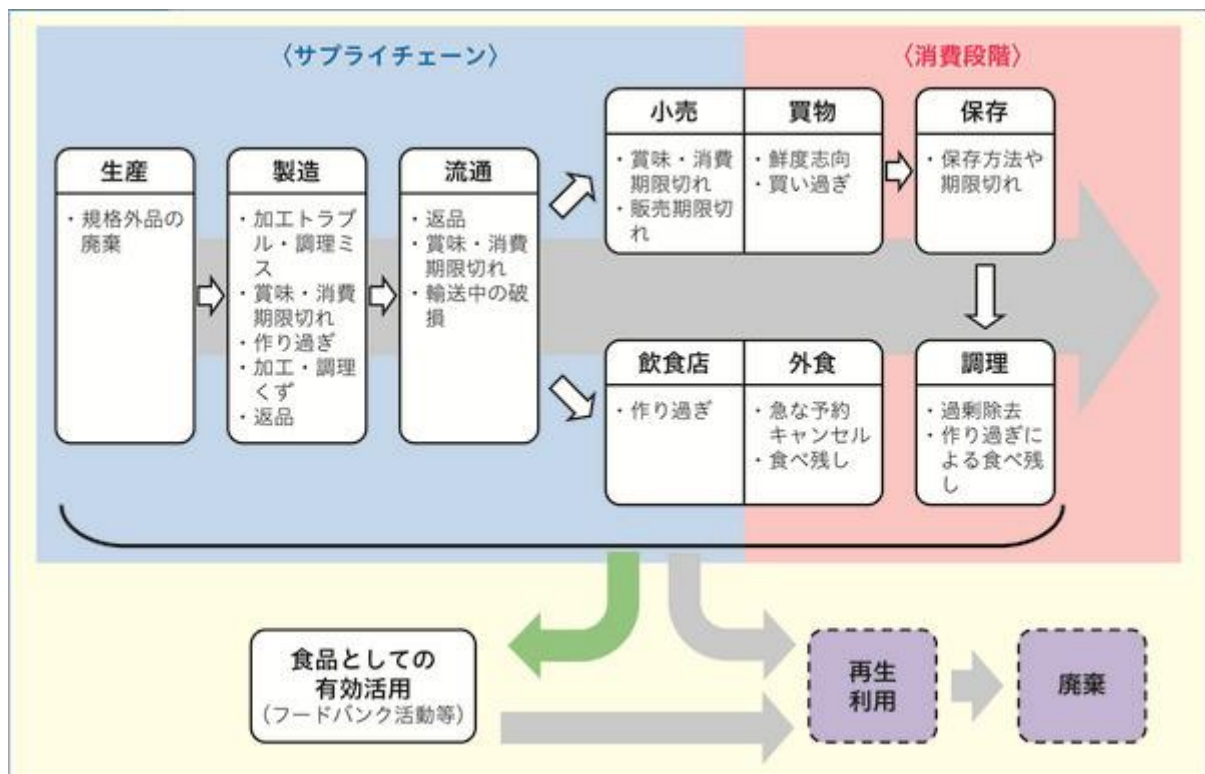
業種別の食品ロスの発生要因について、アンケート調査結果から、回答が多かったものを挙げると、食品関連製造業では「製造、調理時のロス」が約 58%、食品卸売業では「原材料・仕入品のロス」が約 54%、食品小売業では「売れ残り」が約 57%、外食産業では「食べ残し」が約 36%となっています。

■ 事業系食品ロスの発生要因 (n=379)

	全体 (n=379)	食品関連製造業 (n=148)	食品卸売業 (n=20)	食品小売業 (n=126)	外食産業 (n=85)
原材料・仕入品のロス	19.6%	19.6%	53.8%	20.8%	19.0%
製造、調理時のロス	57.4%	57.8%	1.3%	13.2%	16.9%
売れ残り	6.7%	6.3%	20.0%	57.4%	23.3%
返品	4.0%	4.0%	2.5%	2.8%	1.0%
食べ残し	5.3%	5.2%	0.0%	2.3%	36.3%
その他	7.2%	7.2%	22.5%	3.6%	3.7%

[資料] 令和6年度 事業系食品ロスに関するアンケート (茨城県)

■ 食品ロスの主な発生要因 (フロー図)



[資料] 令和2年版消費者白書 (消費者庁)

ウ 事業者の取組状況

アンケート調査結果における、県内事業者の食品廃棄物や食品ロス削減に向けた取組の実施状況では約 92%の事業者が何らかの取組を実施しています。

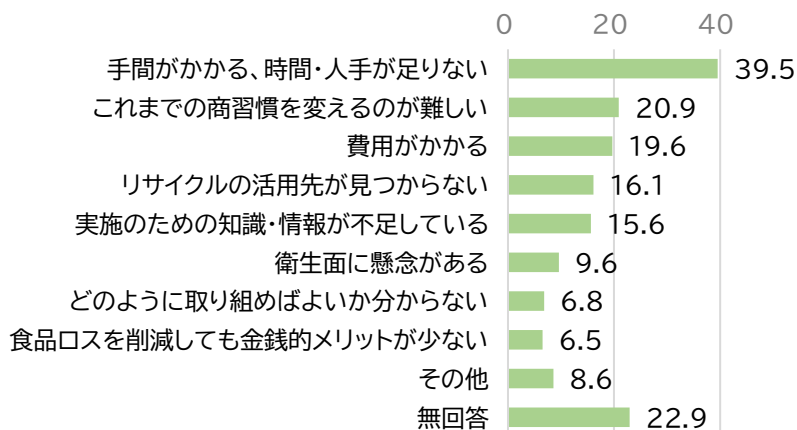
なお、取組の課題や取組を行えない理由では、「これまでの商習慣を変えることが難しい」や「実施のための知識・情報が不足している」といった回答が多く、食品関連事業者の社会的な習慣や食品ロス削減のノウハウの不足が主な理由となっていました。

また、多くの事業者が食品ロス削減の取組を実施している一方で、事業者による食品ロス削減の取組が行われていると感じる県民の割合は、約 64%にとどまりました。

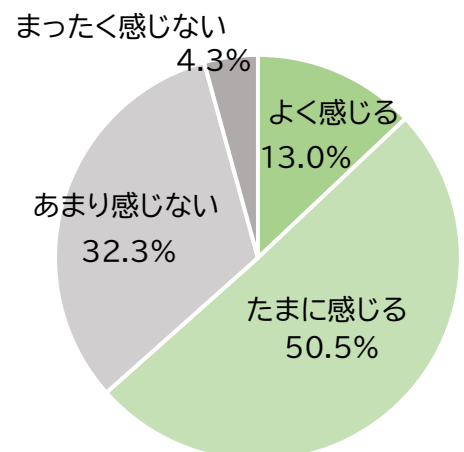
■ 取組の実施状況（n＝397） ※複数回答

取組項目	全体
1 生産効率や品質管理、環境配慮等に関するマネジメント活動(TPM, QC, ISO 等)	35.4%
2 食品ロス削減についての従業員教育	47.7%
3 食品ロス発生量の継続的な計量	33.7%
4 原材料・商品の発注の改善	58.3%
5 生産計画における予測精度の改善	35.2%
6 原材料や商品の保管状況の改善、容器の改良	24.4%
7 歩留まりの改善	34.9%
8 食材の未利用部分や規格外品の販売や加工品への利用	9.0%
9 値引き・ポイント付与による売り切り	30.7%
10 食品ロスになりそうな商品の社内販売	19.3%
11 賞味・消費期限の延長や大括り化(年月表示、日まとめ表示)	9.3%
12 食べ残し削減に向けたメニュー開発、少量メニュー導入	8.5%
13 料理の持ち帰り希望への対応	6.5%
14 フードシェアリングサービスの活用	0.0%
15 期限間近の食品等を扱うショッピングサイトやマッチングアプリの活用	0.0%
16 フードバンク・こども食堂への食品提供	5.8%
17 食品ロスに関する消費者啓発(食べきり・てまどり等)	18.1%
18 商習慣の見直し(納品期限の緩和、返品削減など)	6.5%
19 飼料・肥料・燃料等へのリサイクル	29.1%
20 その他	1.8%
21 無回答	8.3%

■ 取組の課題・取組を行えない理由（n＝397）※複数回答



■ 事業者の取組認知度（n＝957）



[資料] 令和6年度 事業系食品ロスに関するアンケート（茨城県）

令和6年度 いばらきネットモニターアンケート「家庭の食品ロスに関するアンケート」（茨城県）

(3) 食品ロス削減に向けた課題

家庭系食品ロスを削減するためには、県民一人一人が食品ロスに関する問題意識を持ち、削減の取組を進める必要があります。具体的には、買い物時に事前に家にある食材をチェックし不必要なものを買わない、食品の保存方法を工夫する、食材や調理方法についての正しい知識を身に付け、無駄なくおいしく食材を使い切るといったように、日常生活の中でできることから行動に移していくことが重要です。

このため、現状でも比較的高い水準にある食品ロスに関する県民意識を活かし、効果的な情報発信や普及啓発により、さらなる削減を促進する必要があります。

事業系食品ロス削減に向けては、県内の産業構造の特徴から、食品製造業の発生量が全体の約 70%を占めており、各事業者がその業態に応じて、食品の無駄のない利用や適正管理、食品ロスの削減につながる商品開発等に取り組む必要があります。またサプライチェーン全体でも、厳しい納品期限（3分の1ルール等）といった商慣習の見直しや適正な需要予測に基づく製造、仕入れ、提供の推進に取り組まなければなりません。そのため、先進的な事業者の取組事例の発信・共有等により、食品関連産業全体の取組を促進する必要があります。

また、食品小売業や外食産業における食品ロスの発生要因は、消費者の意識に起因するものも多く、消費者に対しても過度な鮮度志向や賞味期限への理解不足の解消、外食時の食べ残し削減のための食べきりや残った料理の持ち帰りといった意識啓発に取り組む必要があります。

また、事業者の取組に対する県民の認知度は高くない現状であり、今後、事業者の課題や取組を消費者である県民に対しても発信することで、県民側も事業系食品ロスの発生と自身の行動とのつながりについての理解を深め、問題意識を共有し、事業者とともに食品ロス削減の取組を加速することができると考えられます。

2 食品ロスの削減目標

削減目標の考え方

国においては、SDGsの目標を踏まえ、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6（2024）年8月閣議決定）において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。

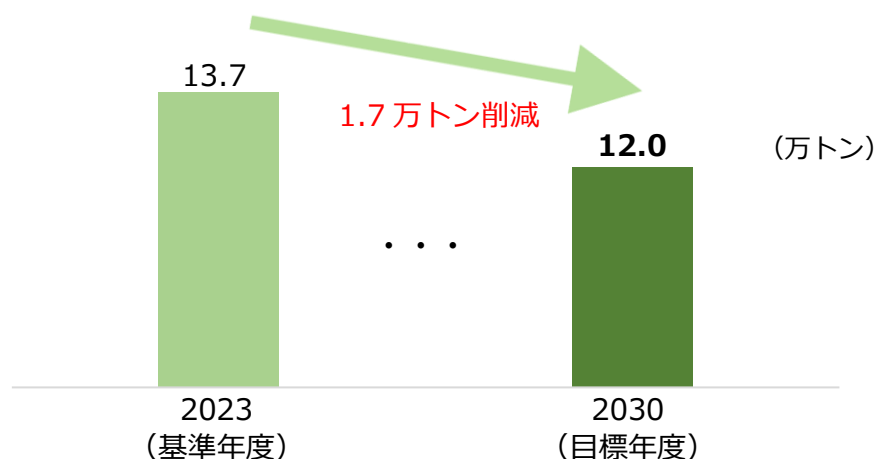
また、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7（2025）年3月公表）において、同比で食品ロス量を6割削減させるとしています。

このような国の目標年度までの削減率を踏まえ、本県においては、県内で発生する食品ロス量を令和5（2023）年度比で令和12（2030）年度までに、家庭系を11.7%、事業系を14.0%削減させることを目標とし、食品ロスの削減に向けた取組を推進していきます。

茨城県における食品ロスの削減目標

(万トン)			
	現 状 (2023 年度)	削減率	目 標 (2030 年度)
食品ロス量	13.7	(12.4%)	12.0
家庭系	6.3	11.7%	5.6
事業系	7.4	14.0%	6.4

2023 年度比で 2030 年度までに
家庭系 11.7%削減、事業系 14.0%削減



3 施策展開

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性について理解と関心を深めるための教育や普及啓発の施策を、エシカル消費や食育などの関連する取組と連携し推進します。

① 食品ロス削減に関する学習教材の普及や環境アドバイザーによる環境学習の実施等により、食品ロスの問題を身近な問題として学習する機会を創出します。

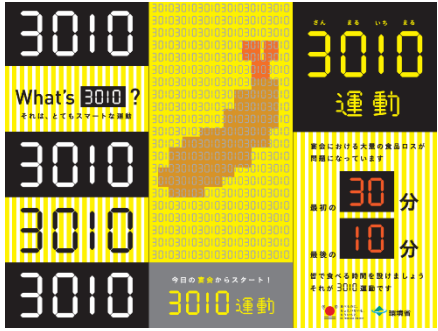
② 国が設定した「食品ロス削減月間」において、国や他の地方公共団体と協調して社会的気運を高めるため、食品ロス削減に関する情報発信を行うなど、県民の意識醸成に努めます。

新規 ③ 消費者及び食品関連事業者に対し、宴会シーズンにおける「3010 運動」の推進など、季節ごとの消費の機会を捉えた啓発等を行います。

新規 ④ 人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の取組の一つとして、「食品ロス削減」の普及啓発を行います。

新規 ⑤ 県民への食育普及の取組の一つとして、食品ロス削減に取り組むための普及啓発や、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導を推進します。

新規 ⑥ 家庭内の備蓄を含めた災害時用備蓄食料について、賞味期限切れを防ぎ、食品ロス削減にもつながる「ローリングストック」の普及啓発を行います。

3010（さんまるいちまる）運動	エシカル消費
「3010 運動」とは、宴会時の食品ロスを削減するため、乾杯後の 30 分間とお開きの 10 分前は自分の席で料理を楽しみましょうと呼び掛けて、食品ロスを削減するものです。一人一人が「もったいない」を心掛けて、宴会をおいしく楽しむ取組です。  〔資料〕環境省	「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。 私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、「我が事」として自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。  〔資料〕消費者庁

(2) 情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進

食品ロス削減に向けた事業者の取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している事業系食品ロスを削減するための取組を推進していきます。

- ① 料理や食品を提供する店舗等における利用客への声かけ、メニューの工夫、持ち帰り容器の常備、仕入れ量、加工量の適正化などの食品ロス削減等に関する「いばらき食べきり協力店」の活動を推進します。

新規

- ② 食品関連事業者や団体が食品ロス削減に取り組むことを宣言する「いばらきフードロス削減取組宣言」を募集し、県内の食品業界が一体となって取り組んでいる姿勢を県ホームページ等で発信することで、県民や事業者の食品ロス削減に対する意識を高め、機運醸成と取組促進を図ります。

新規

- ③ 食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（適量購入、「てまえどり」等）や消費行動（「外食時の食べきり・持ち帰り運動」の促進等）への取組の参画を呼び掛けます。

新規

- ④ 国が策定する「食品期限表示の設定のためのガイドライン」や「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」、「食品寄附ガイドライン」等について、講習会等の機会を活用し、消費者や事業者等に対し周知することで、食品ロス削減への理解と具体的な取組の実践を促進します。

- ⑤ 食品の製造や流通過程における食品廃棄物を飼料や肥料に有効利用する取組を促進することにより、地域におけるリサイクル・ループの形成を図ります。

てまえどり	いばらきフードロス削減取組宣言
「てまえどり」は、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。一人一人が心がけて実践することで、食品ロスの削減につながります。  啓発ポップ	「いばらきフードロス削減取組宣言」とは、県内の食品関連事業者・団体が自らのフードロス削減に係る取組を宣言として取りまとめたものです。宣言を登録した事業者等は「いばらきフードロス削減パートナー」として、その取組を県ホームページなどで紹介しています。   ロゴマーク 宣言書

(3) 未利用食品等を提供するための活動促進 新規

事業活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で使いきれない食品等について、それらを提供するための活動を行う団体等と連携し、積極的な活用を図ります。

- ① 関係者相互の連携のための取組として、食品ロスを抱える事業者と活用したい事業者等とのマッチングを推進します。
- ② 食品寄贈を希望する企業等と、食品受贈を希望する県内の子ども食堂とのマッチングを行うことで、未利用食品等の利活用を促進します。
- ③ 災害時用備蓄食料の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前にフードバンク活動団体等へ提供するなどの有効活用を促進します。
- ④ 事業者や団体、市町村が食品ロス削減の一環として実施する食品の寄附（フードドライブ）や、寄附食品回収ボックスの設置状況等を、県ホームページ等を通じて県民に広く周知し、未利用食品等の有効利用を促進します。

フードドライブ	いばらきマッチング支援コーディネート窓口
「フードドライブ」とは、家庭で使いきれない食品を回収拠点（スーパーや自治体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄附する活動のことです。  〔資料〕環境省	「いばらきマッチング支援コーディネート窓口」とは、県内のフードロスを抱える事業者と活用したい事業者を対象に相談を受け付け、マッチングを支援する窓口です。  （令和4（2022）年6月設置）

(4) 市町村の取組促進

食品ロスの削減にあたっては、県民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割が大きいことから、市町村における取組に対する支援を行います。

- ① 市町村における地域特性に基づく創意工夫による普及啓発が行われるよう支援を行い、普及啓発活動の裾野を広げます。

新規

- ② 市町村が行う食品ロス削減に向けた特色ある取組や先進的な事例について、県民や事業者、他市町村に対し発信を行い、連携体制の構築と情報共有を図ります。

4 計画の推進

(1) 各主体に求められる役割と行動

① 県民（消費者）

- ・ 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深める。
- ・ 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解する。
- ・ 期限限間近商品の優先購入や食材の使い切り・食べきりなど、身近な食品ロス削減のための行動を実践する。
- ・ 食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・ 未利用食品の譲り合いやフードバンク、子ども食堂等への寄附等を行う。
- ・ 事業者や行政が行う食品ロス削減のための取組の理解・協力を努める。

② 事業者

ア 事業者（食品関連事業者、農林漁業者以外の事業者を含む）の共通事項

- ・ 食品ロスの状況とその削減の必要性についての理解を深め、社員等への啓発を行う。
- ・ 災害時用備蓄食料の更新の際に、フードバンク活動団体等への提供等の有効活用を努める。

イ 食品関連事業者・農林漁業者の共通事項

- ・ サプライチェーン全体での食品ロスの状況や食品ロス削減の必要性についての理解を深める。
- ・ 消費者に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を行い、社会全体で食品ロス削減が推進されるよう努める。
- ・ 事業活動の中で発生する食品ロスを把握し、削減に努める。
- ・ 県や市町村等が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力する。
- ・ フードバンク活動とその役割を理解し、国の「食品寄附ガイドライン」に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・ フードシェアリングサービスの活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・ やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用等の再生利用に努める。

ウ 食品製造業者

- ・ 食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・ 食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する）。また、年月表示化など、賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・ 食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体で食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・ 小分け包装等、消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・ 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

エ 食品卸売・小売業者

- ・ サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・ 天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・ 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。
- ・ 小分け販売や少量販売など、消費者が使い切りやすい工夫を行う。

オ 外食事業者

- ・ 天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・ 消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・ おいしい食べきりを呼び掛ける「3010 運動」等の取組を行う。
- ・ 国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で、持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。

カ 農林漁業者

- ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

③ 民間団体

- ・ 自らの知見やネットワーク等を活用し、県や市町村、事業者等と連携しながら、食品ロス削減に関する取組や普及啓発に努める。

④ 県及び市町村

ア 県及び市町村の共通事項

- ・ 普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施する。
- ・ 自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践する。
- ・ 消費者や事業者、民間団体等の取組を積極的に支援する。
- ・ 災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

イ 県

- ・ 本計画に基づき、関係者との連携を進め、全県的な食品ロス削減運動推進のための施策を展開する。
- ・ 定期的に県内の食品ロスの発生状況を把握し、取組の成果を検証し、施策の見直しを行うなど、計画の着実な推進に努める。

ウ 市町村

- ・ 国の基本方針や本計画を踏まえ、当該市町村の域内における食品ロス等の削減に関する計画の策定に努める。
- ・ 地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施する。
- ・ 地域住民等の取組に対する積極的な支援に努める。

(2) 推進体制

① 関係者間の連携

食品ロス削減に向けて、庁内連絡会議の構成課が所管する各種取組の進捗状況を把握、共有し、成果の検証を行うことで、食品ロス削減の取組を推進します。

また、食品関連団体、事業者及び市町村等と意見や情報の交換を行い、県内食品業界と連携して食品関連事業者のさらなる取組を促進します。

② 食品ロス量等の把握

県内の家庭系及び事業系食品ロスの排出実態を把握するため継続的に調査を実施するとともに、国の統計や調査結果から、県内の食品ロス量を推計します。

また、県民の食品ロスに関する意識や普段の生活における削減に向けた取組状況等を把握するため、継続して意識調査を実施します。

(3) 計画の進行管理

食品ロス削減を実効的に推進するため、食品ロスの削減目標に加えて、主な施策の評価指標を定めるとともに各施策の実施状況について把握し、計画の進行管理を行います。

主な施策の評価指標

評価指標	現 状 (令和 7 (2025) 年度)	目 標 (令和 12 (2030) 年度)
県民の食品ロス問題を認知して削減に取り組む割合	96.4%	95%以上を維持
いばらきフードロス削減取組宣言の登録事業者等の事業所数	0 件 (2025 年度開始)	2,000 事業所以上
いばらき食べきり協力店の登録数	144 店舗	300 店舗以上
市町村の普及啓発取組実施数	35 市町村	44 市町村